

(その 148) 暮らしの相談センターがあってよかった (2018.1 月発行)

子どもがいない私たち夫婦は 70 代になってからこれから先どうするかを話し合うようになりました。遺産相続をめぐりそれまで仲が良かった兄弟が骨肉の争いをする例を身近に見ていましたので、まずは二人の考え方を一致させ遺言書を作ることから始めました。幸い横浜で行政書士をしている本多一公さんは古くからの知人でしたので彼と相談しながら一年近い検討を経て公正証書遺言書を平成 26 年 4 月に作成しました。

並行して世話になった兄弟にはわずかですが毎年生前贈与を始め遺言書での遺産贈与はないことも伝えてきました。

本多さんとの話し合いの中で「遺言書だけではまだ足りない」、高齢になれば誰にでも可能性がある認知症の発症や病気・入院となった場合の対処の仕方として任意後見制度で信頼できる人に受任者になってもらう必要性をも理解できるようになっていました。

本多さんは横浜で開業している人ですから、受任者になってもらうにはムリがあるのですが証書の原案を作ってもらうなど協力していただきました。しかし、身近で任意後見の受任者をお願いすることができませんでした。

川崎でも後見制度の取り組み始まる

このころ本多さんと相談センターの宮原所長との間で相談し意見交換をする中で川崎でも任意後見制度の学習からを始め、実際に悩んでいる人の力になろう。との機運が高まり運動がスタート、相談センターのスタッフとして新たに行政書士が加わったことでいっきょに運動が広がりました。

私ども夫婦はその行政書士にお力添え頂き公正証書を作成 (平成 28 年 2 月) した第 1 号ではないかと思えます。

妻は認知症が進み施設に入っていますが「後をどうするか」と思い煩うことなく病気と向き合う毎日です。私たちには相談センターの存在が救いでした。